

学位授与申請手数料 57,000 円

第 2 条第 1 項第 110 号中「児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 13 条第 10 項」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 18 条の 8 第 2 項」に改め、同号の次に次の 3 号を加える。

(110) の 2 児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査

保育士登録申請手数料 4,200 円

(110) の 3 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付

保育士登録証書換え交付手数料 1,600 円

(110) の 4 児童福祉法施行令第 18 条第 1 項の規定に基づく保育士登録証の再交付

保育士登録証再交付手数料 1,100 円

第 2 条第 1 項第 349 号中「第 31 条の 2 第 2 項第 10 号ハ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ハ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 10 号ハ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ハ」に改め、同項第 350 号中「第 31 条の 2 第 2 項第 11 号ニ」を「第 31 条の 2 第 2 項第 12 号ニ」に、「第 62 条の 3 第 4 項第 11 号ニ」を「第 62 条の 3 第 4 項第 12 号ニ」に改め、同項第 354 号中「第 20 条の 2 第 6 項」を「第 20 条の 2 第 7 項」に、「第 38 条の 4 第 16 項」を「第 38 条の 4 第 17 項」に改め、同項第 355 号中「第 39 条の 7 第 11 項」を「第 39 条の 7 第 10 項」に改め、同項第 356 号中「第 39 条の 7 第 13 項」を「第 39 条の 7 第 12 項」に改める。

第 2 条第 1 項第 598 号の次に次の 3 号を加える。

(598) の 2 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査

遊漁船業者登録申請手数料 15,000 円

(598) の 3 遊漁船業の適正化に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査

遊漁船業者登録更新申請手数料 12,000 円

(598) の 4 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 37 号）第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づく遊漁船業務主任者を養成するための講習の実施

遊漁船業務主任者講習受講手数料 6,000 円

第 2 条第 1 項第 657 号ア中「5,550 円」を「5,650 円」に改め、同号イ中「2,050 円」を「2,100 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号から第 7 号までの改正規定は平成 15 年 4 月 16 日から、同項第 110 号の改正規定及び同号の次に 3 号を加える改正規定（同項第 110 号の 2 に係る部分を除く。）は同年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県手数料条例第 2 条第 1 項第 110 号の 2 の規定については、平成 15 年 11 月 28 日までは、同号中「児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 135 号）附則第 2 条の規定により登録に関する事務に関し必要な準備として行う同法による改正後の児童福祉法第 18 条の 18 第 3 項」と読み替えるものとする。  
（熊本県収入証紙条例の一部改正）
- 3 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。
  - 別表第 1 手数料の項第 1 号から第 7 号までを次のように改める。
    - 1 鳥獣飼養登録又は登録票再交付申請手数料
    - 2 狩猟免許申請手数料
    - 3 狩猟免状再交付手数料
    - 4 狩猟免許更新申請手数料
    - 5 狩猟者登録又は狩猟者変更登録手数料
    - 6 狩猟者登録証再交付手数料
    - 7 狩猟者記章再交付手数料
 別表第 1 手数料の項第 542 号の次に次のように加える。

542 の 2 遊漁船業者登録申請手数料

542 の 3 遊漁船業者登録更新申請手数料

542 の 4 遊漁船業務主任者講習受講手数料

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 15 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 9 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「郵便局」を「郵便局（郵政窓口事務の委託に関する法律（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する委託事務を行う施設を含む。以下同じ。）」に改める。